認可外保育施設等・企業主導型保育施設を利用している方へ

令和８年 10 月～

お手続きはオンライン申請が便利です →

福岡市第2子以降の保育料無償化
多子世帯利用給付認定を受けた後に必要な手続きのご案内
（給付金の請求手続きなど）

令和5年4月から福岡市独自の制度として、福岡市内に在住の保育を必要とする第2子以降の0～2歳児（住民税課税世帯）を対象に、利用料の給付（無償化）を実施しています。

給付を受けるためには、下記の手順を踏む必要があります。

［手順1］
保護者が申請し、福岡市から
多子世帯利用給付認定を受ける

→

［手順2］
対象施設等を利用後、
保護者が利用料を支払う

→

［手順3］
保護者が福岡市へ
給付金の請求を行う

本案内は、主に手順３についての説明です

1. 給付金の請求について

給付金を受け取るためには、福岡市に対して請求手続きを行う必要があります。

（1）請求について

次ページ受付期間に請求手順に沿って必要書類をご準備いただきご申請ください。

請求の時効は、利用した月の翌月1日から2年となります。ご注意ください。

【必要書類】

・多子世帯利用料請求書（保護者が記入）

・領収書兼提供証明書（ご利用施設より発行）

・認定保護者様名義の口座が確認できる通帳又はキャッシュカードのコピー
（初回および振込先に変更がある場合）

※請求に必要な様式等は福岡市ホームページに掲載しております。
右記二次元コードよりご確認ください。

(2) 請求受付期間

	対象利用費(目安)	受付期間(当日消印有効)	支給予定日
第1回	4～5月分	令和8年6月16日～6月30日	令和8年8月末頃
第2回	6～7月分	令和8年8月18日～8月31日	令和8年10月末頃
第3回	8～9月分	令和8年10月16日～10月31日	令和8年12月末頃
第4回	10～11月分	令和8年12月16日～12月31日	令和9年2月末頃
第5回	12～1月分	令和9年2月16日～2月28日	令和9年4月末頃
第6回	2～3月分	令和9年4月1日～4月15日	令和9年5月末頃

※上記受付期間の請求で不備がなければ受付期間の翌々月末頃に申請者の口座に助成金を振り込みます。

※受付期間外の提出や記入内容の修正、再提出が必要な場合は、上記支給予定日と異なる場合があります。

(3) 助成上限額について

ご利用施設や児童の年齢により給付上限額が異なります。下記の表をご確認ください。

利用施設等	クラス(実施年齢)	月額上限額(R8.10.1時点)
認可外保育施設等	0～2歳児	45,700円
企業主導型保育施設	0歳児	37,100円
	1･2歳児	37,000円

【注意事項】

・上記月額上限額は、令和8年10月1日時点の金額です。最新の上限額は市ホームページにてご確認ください。

・給付金が受け取れるのは、多子世帯利用給付認定通知書に記載された認定保護者のみです。

・多子世帯利用給付認定の認定期間内の利用月に支払った保育料についてご請求が可能です。認定の有効期間が終了した場合は、助成金の請求の対象外となります。

・給付対象は、対象施設等に支払った保育料のみです。※通園送迎費、食材料費、行事費などは対象外となります。

・無償化の対象となっていない施設・事業の保育料は、請求できません。

※福岡市内に所在する無償化の対象となる認可外保育施設等・企業主導型保育施設(掲載を希望した施設の一覧)は、福岡市ホームページでご確認ください。市外の施設を利用する場合は、施設が所在する市町村にご確認ください。

・月の途中で認定期間が開始される場合又は終了する場合は、月額上限額は日割りとなります。

【認可外保育施設等のみを複数の施設ご利用された場合】

利用料を合算して、認可外保育施設等の月額上限額まで請求できます。

【企業主導型保育施設(月極)をご利用している方が、同時に認可外保育施設等を利用した場合】

給付の対象は企業主導型保育施設の利用料のみとなり、月額上限額は、企業主導型保育施設の金額となります。

※企業主導型保育施設のうち、認可外保育施設等の一時預かり事業(一般型)に掲載されている施設であれば、複数の認可外保育施設の無償化の併用は可能です。

(4) 請求手順

①ご利用施設に、給付認定を受けた保護者氏名及び認定された子どもの氏名を伝え、内容が記載された『領収書兼提供証明書』を受け取る。
※ファミリー・サポート・センター事業をご利用の方は、『援助活動の報告』をご提出ください。
※キッズラインご利用の場合は、請求の流れが異なります。福岡市ホームページをご確認ください。

②『多子世帯利用料請求書』に必要事項を記入。(記入方法は、別紙を参照してください。)

③ご利用施設から発行された『領収書兼提供証明書』・記入した『多子世帯利用料請求書』・『認定保護者様名義の口座が確認できる通帳又はキャッシュカードのコピー(初回および振込先に変更がある場合)』を揃え、請求を行う(オンライン・メール・郵送にて受付)。

④支給決定後、福岡市より支払決定通知を送付いたします。その後助成金の支払いが行われます。

(5) 申請方法・申請先

申請は、オンラインまたはメール、郵送にて承っております。オンライン申請は本案内 P1の冒頭に記載の QR コードからオンライン申請ページへお進みください。郵送の場合は申請書類一式を封筒に入れ、切手を貼付のうえ下記住所へ送付してください。
お急ぎの場合は、〈福岡市役所　本庁舎　13F　こども未来局運営支援課〉へご持参ください。

問い合わせ先
無償化専用ダイヤル（多子世帯利用給付担当）
TEL:092－791－6222
開設時間:午前9時30分から午後5時30分まで(土・日・祝日、12 月 29 日～1 月 3 日は除く)

郵送・メールの場合の提出先
〒810-8620 福岡市中央区天神１丁目８－１
こども未来局 子育て支援部 運営支援課 多子世帯利用給付担当
メール：hoikumusyouka@city.fukuoka.lg.jp

2. 現況届について

認定を受けた方は、「現況届」及び「保育の必要性が確認できる書類」等(就労証明書等)を毎年届け出る必要があります。書類の提出がない場合や審査の結果、無償化対象外となった場合は、認定期間の短縮や取り消しなどにより助成金の給付を受けられなくなる可能性があります。現況届に関する手続きについては、提出時期に別途ご案内します。

3. 変更申請が必要な場合

保育の必要性の事由ごとの認定有効期間や必要書類は P5 参照

転居や転職、就労状況の変更等、世帯の状況に変更がある場合は、速やかに変更申請が必要です。
変更届の様式は、福岡市ホームページに掲載しております。

変更内容	提出書類
転居した	・変更届 ※必要に応じて証明書類等の提出をお願いすることがあります。
世帯構成に変更がある	
利用施設を認可保育所(地域型を含む)・幼稚園に変更した	
保育の必要性に変更がある (就労を開始した・妊娠した等)	・変更届 ・保育の必要性を証明する書類
認定保護者を変更したい	・変更届 ・新たに認定保護者となる方の本人確認書類の写し
その他家庭の状況に変更があった	・変更届 ・変更内容が分かる書類

4. 対象制度変更に伴う認定の切り替え手続きについて

① 税区分の変更に伴う認定の切り替え(毎年9月)

毎年9月に税区分の切り替えを行っており、世帯の課税状況が変わることに伴い対象制度が変更となる場合があります。「多子世帯利用給付認定」は課税世帯が対象となっておりますので、非課税世帯となった場合は、別途、「施設等利用給付認定」の申請が必要となります。認可外保育施設等をご利用されている方は、「③施設等利用給付認定の申請方法」にある二次元コードからご確認ください。企業主導型保育施設をご利用の方は、直接施設にご相談ください。

(参考)市町村民税の対象年度(令和8年度に施設を利用した場合は、下記のとおりです)
令和8年4月～令和8年8月利用分⇒令和7年度市町村民税額(令和6年1月1日～12 月 31 日までの所得)を確認します
令和8年9月～令和9年3月利用分⇒令和8年度市町村民税額(令和7年1月1日～12 月 31 日までの所得)を確認します

◆対象となる制度
・第 2 子以降かつ 0～2歳児クラスの課税世帯 → 多子世帯利用給付認定
・0～2歳児クラスの非課税世帯と 3～5 歳児クラスの全世帯 → 施設等利用給付認定

② 3歳到達後の4月からの認定切り替えについて

「多子世帯利用給付認定」は、3歳到達後の3月末までの制度であり、4月以降については、「施設等利用給付認定」の対象となります。認定の切り替え時は再度申請が必要となりますので、
認可外保育施設等をご利用されている方は、「4③施設等利用給付認定の申請方法」にある二次元コードからご確認ください。企業主導型保育施設をご利用の方は、直接施設にご相談ください。

③ 施設等利用給付認定の申請方法(認可外保育施設等をご利用の方)

申請に必要な様式等を福岡市ホームページに掲載しております。
右記二次元コードよりご確認ください。

○保育の必要性の事由別の必要書類等

保育の必要性の事由	必要な添付書類	認定の有効期間
月60時間以上就労している （就労開始・復職予定含む）	○雇用されている 雇用予定・復職予定の方 ・勤務先会社等が発行した就労証明書 ※就労開始・復職予定者は、就労開始後、改めて就労証明書の提出が必要です。 ○自営業主の方 ・事業の営業主が記入した就労証明書 ・事業内容が分かる書類 ○自営業専従者・家族従業者の方 ・事業の営業主が記入した就労証明書 ○役員・内職・業務委託にて従事している方 【雇用先より就労証明書の発行が可能な場合】 ・経営、委託、依頼元の会社等が発行した就労証明書 【従事者本人が記入する場合】 ・従事者本人が記入した就労証明書 ・事業内容が分かる書類	満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで ※就労開始・復職予定及び、雇用期限がある場合などは、有効期間が短くなることがあります。 【事業内容が分かる書類の例】 営業許可通知書の写し、登記簿謄本の写し、個人事業届の写し（税務署が受領したことが確認できるもの）等 ●役員・内職・業務委託・自営業主で<u>従事者本人が就労証明書を記入する場合は、事業内容がわかる書類の提出が必要</u>です。 また、会社等が発行した証明書をご提出いただいた場合も、内容確認のため事業内容が分かる書類等のご提出をお願いする場合があります。
育児・介護休業法に基づく<u>育児休業取得開始時に、申請児童が既に保育施設等を利用しており継続利用が必要である</u> ※一時的な預かりでの利用は、原則対象外	・就労証明書 ・育児休業に係る申立書 ・保育施設が発行した在園証明書	次のうち、いずれか短い期間 ア）育児休業期間の終了日の属する月の末日 イ）育児休業対象児童が1歳を迎えた日（誕生日の前日）の属する月の末日 ※パパ・ママ育休プラスの特例制度を利用する場合は、育児休業対象児童が1歳2か月を迎えた日が属する月の末日まで

保育の必要性の事由	必要な添付書類	認定の有効期間
求職活動 開業準備等を行っている	求職活動状況申告書	次のうち、いずれか短い期間 ア)満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで イ)認定開始日から90日が経過する日が属する月の末日まで
月60時間以上就学している (大学への就学・公共職業能力開発施設において実施される職業訓練を受けている等)	・在学証明書または学生証(写し) ・就学時間がわかるカリキュラム等の書類	次のうち、いずれか短い期間 ア)満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで イ)認定開始日から保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日まで
妊娠中又は出産後間がない (出産月の前2か月から出産日の後8週間)	母子手帳(表紙および出産予定日が記載してあるページの写し) 又は、出産(予定)証明書	次のうち、いずれか短い期間 ア)満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで イ)出産月の前2か月から出産日の後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで ※多胎妊娠の場合は出産(予定日)日の14週前から
疾病、負傷、障がい等がある	○疾病・負傷がある方 ・診断書 ※診断書には家庭保育ができない理由や期間の記載が必要 ○障がいがある方 ・障害者手帳(写し)、診断書など	満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで ※添付書類に期間の定め等がある場合には、有効期間が短くなる可能性があります。
同居の親族(長期入院している親族を含む)を常時介護又は看護(月60時間以上)	・診断書、障害者手帳(写し)、介護保険証(写し)など ・介護・看護についての申立書	
災害等の復旧にあたっている	・従事していることが証明できる書類 ・従事内容の申立書	

第2子以降の保育料無償化に関するFAQ

【利用者】

No	Q	A
1	居住している市町村とは他市町村の認可外保育施設等を利用した場合も多子世帯利用給付認定の無償化の対象となりますか。	確認を受けた施設を利用した場合、無償化の対象となります。 福岡市外の施設については、施設および施設がある市町村へご確認ください。
2	第1子が県外の大学に通っており、第3子の0歳児が認可外保育施設等を利用している場合、第2子以降の保育料無償化の対象となりますか。	福岡市内に在住し、住民税課税世帯で、保育の必要性がある場合は、対象となります。助成対象となるためには、別途、多子世帯利用給付認定を受ける必要がありますので、ご申請ください。 なお、申請の際、第1子の「住民票」（住民票を移している場合）及び第1子と生計を同一にしている旨の「申立書」が必要となります。
3	育休の要件でも保育の必要性の認定は受けられますか。	育児・介護休業法に基づく育児休業取得時に、既に保育施設等を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合、保育の必要性の認定が受けられます。 ただし、利用施設を変更する場合や育休取得後に保育施設等を新規利用する場合は対象外となります。
4	既に教育・保育給付認定を取得した子ども（認可保育所の申込みを行い、入所保留となった子ども等）が認可外保育施設等を利用する場合、給付の対象となるためには、別途、多子世帯利用給付認定が必要ですか。	申請が必要です。 支給認定期間の開始日が「令和8年4月1日以降」で、認定希望日時点で有効な「教育・保育給付の支給認定証」がある場合、保育の必要性は既に認定されていますので、就労証明書等の証明書類の添付は不要です。 ただし、育児休業復帰予定で取得された教育・保育給付認定において、育児休業を延長された場合は、就労の要件に該当しなくなるため、原則無償化の対象外となります。
5	第2子の2歳児が認可保育所を利用しており、認可外保育施設も併用しています。認可外保育施設の利用料の給付対象となるためには、どのような認定を受ける必要がありますか。	認可保育所を利用している子どもは、休日や夜間等の認可保育所の開園していない時間帯の利用であっても認可外保育施設等の利用料は給付の対象となりません。
6	多子世帯利用給付認定については、毎年の申請を求めますか。	申請は必要ありません。 福岡市より毎年、保育の必要性等を確認するため、現況届及び保育の必要性が確認できる書類等の提出を求めます。
7	多子世帯利用給付認定は、保護者の就労時間等に応じて、標準時間・短時間による認定を行いますか。	給付金は、1月につき限度額の範囲内で支給するものであり、 多子世帯利用給付認定において、1日の保育必要時間を算定する考え方はありません。
8	保育施設の利用料が前払い制です。 令和6年4月分の保育料を令和6年3月末に支払いましたが、給付の対象となりますか。	多子世帯利用給付認定期間中であれば、領収書兼提供証明書が利用施設から発行されている場合は、給付の対象となります。
9	企業主導型保育施設の延長保育について給付の対象となりますか。	企業主導型保育施設の延長保育については、給付対象外となります。
10	認可外保育施設等を利用する第2子の2歳児が3歳児になった場合、給付の対象外となりますか。	多子世帯利用給付認定の認定期間は、最長で3歳になって最初の3月31日までとなっております。 保育の必要性がある場合、3歳児からは、国の幼児教育・保育の無償化の対象となり、別途、施設等利用給付認定を受ける必要がありますので、ご申請ください。
11	企業主導型保育施設の地域枠を利用する第2子の2歳児が3歳児になった場合、給付の対象外となりますか。	多子世帯利用給付認定の認定期間は、最長で3歳になって最初の3月31日までとなっております。 保育の必要性がある場合、3歳児からは、国の幼児教育・保育の無償化の対象となります。詳しくは、利用施設へご確認ください。
12	ならし保育で就労前から保育園に預けている場合は、給付の対象となるのか。	多子世帯利用給付認定の認定期間中であれば、ならし保育期間も給付の対象となります。